

各 警 察 署 長 殿

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
銃砲・危険物係	

生 活 安 全 部 長

無可動銃の認定基準について（通達）

無可動銃とは、溶接、切断等の方法により銃砲の機関部を作動不能にし、かつ、銃身及び弾倉を閉塞するなどして銃砲としての機能を完全に失わせたものをいう。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）上、拳銃部品の所持、輸入等が禁止されていることから、拳銃の無可動性の判断に際しては、それが拳銃部品に該当しないことも確認する必要がある。

こうした観点から、無可動銃における「無可動」を認定する際の基準が下記のとおり定められたので、税関からの照会及び無可動銃の輸入・販売業者等からの相談に対しては、生活安全企画課に連絡されたい。

記

1 認定基準

様式1から4までの認定基準表に記載する「認定基準」のとおりとする。

また、散弾銃、空気銃等の無可動性の認定については、その構造等に鑑み、上記の認定基準表に準じて判断すること。ただし、狩猟免許の事務を行う地方公共団体や銃刀法上の猟銃等講習会の事務の一部を行う者等が、講習等の用に供するために管理するものについては、この限りでない。

2 認定方法

無可動銃の認定は、上記認定基準表を用いて行うこと。

全ての認定基準を満たした場合に限り、無可動銃と認定すること。認定基準を満たさないと判断した場合は、その理由及び加工についての指示内容等を備考欄に記載すること。

様式1

無可動銃（回転式拳銃）の認定基準表

一 連 番 号 年 号
 認 定 年 月 日 年 月 日
 所 属 ・ 担 当 者

照会又は相談者
 所 有 者
 住 所

製 造 業 者
 型 式（モデル）
 製 造 一 連 番 号

項 目	認 定 基 準	結 果		備 考（否と認めた理由、加工の具体的指示内容等）
		適	否	
銃 身	(1) 銃身に鋼鉄製のインサートを挿入し、両端部分を容易に抜けないように溶接しているか。			
	(2) 銃身の間中部にスリット（5mm×2cm 以上）を最低1か所、銃身の軸方向に設け、そこから内部のインサートが確認できるか。			
回転弾倉	(1) 拳銃実包を装填できないように、弾倉内の中心部の隔壁を弾丸装填部から銃身の方向に3分の2以上くり抜いているか。			
	(2) 残存する薬室相当部分の全ての孔に鋼鉄製のインサートを挿入し、両端部分を容易に抜けないように溶接しているか。			
機関部体	(1) 撃鉄を落とした状態で溶接して固定するとともに、撃針口を溶接して閉塞しているか。			
	(2) 引き金及び撃鉄を除く撃発装置（撃針、撃鉄バネ等）の全てを除去しているか。			
	(3) 引き金及び撃鉄を外部から見えないところで切断し、両者が連動しないようにしているか。			
	(4) 回転弾倉上部にあるブリッジ部分に孔（直径5mm 以上）を2か所設けているか。			
塗 装	銃把を除く全部を、容易に塗色が落ちない方法で白色又は黄色に塗装しているか。			

様式2

無可動銃（自動式拳銃）の認定基準表

一連番号 年 号
認定年月日 年 月 日
所属・担当者

照会又は相談者
所有者
住所
製造業者
型式（モデル）
製造一連番号

項目	認定基準	結果		備考（否と認めた理由、加工の具体的指示内容等）
		適	否	
銃身	(1) 銃身から薬室にかけて鋼鉄製のインサートを挿入し、両端部分を容易に抜けないように溶接しているか。			
	(2) 銃身の間中部及び薬室の2か所にスリット(5mm×2cm以上)を銃身の軸方向に設け、そこから内部のインサートが確認できるか。			
スライド	(1) 撃針及び撃針バネを除去しているか。			
	(2) 撃針及び撃針バネ等の部品を固定できないように撃針が通る孔及びその周辺をくり抜いているか。			
	(3) 銃身の基準(2)及びスライドの基準(1)、(2)がそれぞれ確認できるように、スライドにスリット(5mm×2cm以上)を必要数設けているか。			
機関部体	(1) 引き金及び撃鉄を除く撃発装置（撃鉄バネ、コネクター、ディスコネクター等）の全てを除去しているか。			
	(2) 引き金及び撃鉄を外部から見えないところで切断し、両者が連動しないようにしているか。			
	(3) 機関部体の基準(1)、(2)がそれぞれ確認できるように、機関部体にスリット(5mm×2cm以上)を必要数設けているか。			
塗装	銃把を除く全部を、容易に塗色が落ちない方法で白色又は黄色に塗装しているか。			

様式3

無可動銃（小銃・機関銃）の認定基準表

一連番号 年 号
認定年月日 年 月 日
所属・担当者

照会又は相談者

所有者

住 所

製造業者

型式（モデル）

製造一連番号

項 目	認 定 基 準	結 果		備 考（否と認めた理由、加工の具体的指示内容等）
		適	否	
銃 身	(1) 銃身から薬室にかけて鋼鉄製のインサートを挿入し、両端部分を容易に抜けないように溶接しているか。			
	(2) 溶接されたインサートにより銃身と機関部体を分離できないようにしているか。			
	(3) 銃身の間中部及び薬室の2か所にスリット(5mm × 2cm 以上)を銃身の軸方向に設け、そこから内部のインサートが確認できるか。			
ボ ル ト	(1) ボルトを薬室が確認できるように、半開きの状態で機関部体に溶接して固定しているか。			
	(2) 撃針を除去するとともに、ボルトの下半分を切断して除去しているか。			
本 体	(1) 引き金を除く撃発装置（コネクター、ディスクコネクター等）の全てを除去しているか。			
	(2) 引き金を外部から見えないところで切断し、ボルト相当部分と連動しないようにしているか。			
	(3) 銃身の基準(2)及びボルトの基準(2)、本体の基準(1)、(2)がそれぞれ確認できるように、本体にスリット（5mm × 2cm 以上）を必要数設けているか。			

様式4

無可動銃（デリンジャー銃）の認定基準表

一連番号 年 号
認定年月日 年 月 日
所属・担当者

照会又は相談者
所有者
住所

製造業者
型式（モデル）
製造一連番号

項目	認定基準	結果		備考（否と認めた理由、加工の具体的指示内容等）
		適	否	
銃身	(1) 銃身から薬室にかけて鋼鉄製のインサートを挿入し、両端部分を容易に抜けないように溶接しているか。			
	(2) 薬室にスリット(5mm×2cm以上)を銃身の軸方向に設け、そこから内部のインサートが確認できるか。（銃身が複数あるものにあつては、それぞれ実施すること）			
機関部体	(1) 撃鉄を落とした状態で溶接して固定するとともに、撃針口を溶接して閉塞しているか。			
	(2) 引き金及び撃鉄を除く撃発装置（撃針、撃鉄バネ等）の全てを除去しているか。			
	(3) 引き金及び撃鉄を外部から見えないところで切断し、両者が連動しないようにしているか。			
	(4) ヒンジ部分を開いて拳銃実包を装填できないように、開閉子を除去するとともに、銃身と機関部体を分離できないように溶接して固定しているか。			
塗装	銃把を除く全部を、容易に塗色が落ちない方法で白色又は黄色に塗装しているか。			

様式5

無可動銃の認定報告書

都道府県名

[illegible]